

再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見（案）

令和 3 年 9 月 2 1 日
調達価格等算定委員会

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 3 0 年法律第 8 9 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 4 項の規定に基づき、秋田県八峰町及び能代市沖に係る同条第 1 項に規定する公募占用指針に関し、同条第 2 項第 1 号及び第 4 号から第 1 0 号までに掲げる事項について、以下のとおり、調達価格等算定委員会の意見を取りまとめた。

経済産業大臣におかれては、本意見を踏まえて、当該事項を定めることを求める。また、本意見の内容と異なる決定をするときは、事前に調達価格等算定委員会の意見を聴くように求める。

- (1) 対象発電設備区分等（法第 1 3 条第 2 項第 1 号関係）
 - 対象発電設備区分等は、「風力発電設備（着床式洋上風力）」とする。
- (2) 当該再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準（法第 1 3 条第 2 項第 4 号関係）
 - 最大受電電力は、促進区域の指定時に、当該区域で活用することを希望するとして情報提供のあった系統（以下「確保されている系統」という。）の範囲を限度とし、発電設備の出力は上限を設定せず、下限は確保されている系統容量から 20%を減じた値とする。
- (3) 公募の参加者の資格に関する基準（法第 1 3 条第 2 項第 5 号関係）
 - 「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」と「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」の合同会議におい

て平成31年4月22日にとりまとめた中間整理を踏まえ、経済産業省と国土交通省が令和元年6月11日に作成した「一般海域における占用公募制度の運用指針」において例示された参加資格（「申請者に国内外における風力発電の設置及び運営実績があること」を除く。）を基本として、設定することとする。

（4）公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項（法第13条第2項第6号関係）

- 公募参加時に納付する第1次保証金は、500円/kW、選定後に納付する第2次保証金は、5,000円/kW、選定後24ヶ月以内に納付する第3次保証金は、13,000円/kWとする。
- また、本公募に係る系統工事の保証金等を一般送配電事業者を支払っている場合は、当該保証の分だけ、第2次、第3次保証金から控除することとする。
- 保証金の没収事由は、以下の表のとおりとする。

	保証金の種類	没収事由	没収額
1	第1次保証金	公募の参加資格の審査のための書類に虚偽を記載した者による公募の参加、その他の不正により公募への参加が無効とされたこと	全額
2		公募参加者が公募占用計画を提出したときから公募の結果が公表されるまでの間に公募参加資格に関する基準のいずれかに適合しなくなったこと	全額
3		当該公募参加者が選定事業者として選定されたにもかかわらず、第2次保証金の提出期限までに必要な第2次保証金を提供していることが確認できなかったこと	全額
4	第2次保証金又は第3次保証金	再生可能エネルギー発電事業を中止した場合	全額
5		再エネ特措法第9条第1項に規定による認定の申請の期限までに認定を取得しなかった場合	全額
6		保証金の提供に代えて提出した保証書の効力が消滅した場合（当該保証書の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を納付した場合を除く）	全額
7		公募参加にあたり談合等の不正行為を行った場合	全額
8		暴力団である場合等	全額

※第3次保証金の提出期限までに必要な第3次保証金を提供していることが確認できない場合は、第2次保証金は没収する

(5) 供給価格上限額（法第13条第2項第7号関係）

- 別添のとおり。

(6) 調達価格の額の決定方法（法第13条第2項第8号関係）

- FIT 制度の調達価格は、選定事業者が提出した公募占用計画の供給価格に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額とする。

(7) 調達期間（法第13条第2項第9号関係）

- 調達期間は20年間とし、運転開始予定日はFIT 認定を受けた日から8年を上限として公募の参加者が自ら設定することとし、その上で運転開始予定日を超えた場合は、調達期間を短縮する。
- ただし、基地港湾についてその他区域の事業実施者と使用期間の重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整をせざるを得ないとして、公募占用計画に記載された運転開始日を遅らせた場合に限り、調達期間の短縮は行わないこととする。

(8) 選定事業者における再エネ特措法第9条第1項に規定による認定の申請の期限（法第13条第2項第10号関係）

- 選定の日から1年とする。